家庭教育学級の開設にあたって

1. 「家庭教育学級」って何?

子育ての中で「こんなときはどうしたらいいのだろう」と迷ったり、「思ったような子育てができない」と悩んだりする…。また、親として何を大切にしたらよいのだろうと考える…。 そんなことを話題にし、ともに学び合うのが家庭教育学級です。

学校や園の先生方 と 保護者のみなさん が 一緒 に 「子育てについて振り返り、見直し、学ぶ場」

※ 学校行事や園行事も、もちろん有意義な活動なので実施していただくことは大切ですが、「子育ての学び」がねらいでない場合は、家庭教育学級の計画に挙げていただく必要はありません。(スキー教室・合唱祭・運動会・奉仕作業・フラワーアレンジなど)

2. 家庭教育学級ではどんなことをするの?

(A) 学校行事と兼ねる活動

参観日に別の時間を設けて「意見交流会」をする、など。

(B) 親子参加のふれあい活動

親子で楽しいひと時を過ごすだけでも有意義ですが、家庭教育学級として取り組む際には、さらに子育てについてのねらい・視点を加えてみましょう。活動の意義が明確になります。親子ドッジボール:子どもの友だち関係をみてみよう、など。

(C) 講演会や学習会

事前にアンケートを取るなどして「何についてお話していただきたいか」を講師に お伝えしておくのもいいですね。

(D) 参加者が子育てについて学びあう意見交流会

テーマを決めてお互いの日頃の子育てについて話し合います。郡上市子育て読本 「ひなたぼっこ」もぜひご活用ください。

(E) 在宅取り組み活動

共通のテーマを決め、それぞれの家庭で取り組む活動です。各家庭の状況に合わせて行えるので、すべての親子が学習に参加することができます。



- ※ 郡上市では、特に(D)(E)の活動を推進しています。
- ※ 年間3回以上の学習の場を計画してください。
- ※ 昨年度の活動をそのまま繰り返すのではなく、別紙資料「家庭教育学級活動例」 も参考に「学びたいこと」「学ぶとよいこと」を計画してください。

3. 家庭教育学級はどのように進めていけばいいの?

(1)年間のテーマを決めます。

1年を通して「大切にしていきたいこと」が具体的にわかるようなテーマを設定しましょう。

- (2) 年間計画を立てます。
 - 各活動には必ずねらいを持ちましょう。
 - 年間3回以上の活動を計画してください。
 - 安易に昨年度の計画をそのまま取り入れることは避けてください。
 - 別紙資料「家庭教育学級活動例」を参考にしてください。
- (3) 計画に沿って活動をします。
 - ①事前に役員で準備打ち合わせをします。
 - 役割分担をして、必要なものの準備をします。
 - 講師を依頼する場合は、内容についても詳しく打合せをしておきます。
 - 講師を決める時に困った場合は、園や学校の担当の先生や各振興課の 家庭教育担当者、または社会教育課にご相談ください。
 - 遠方の講師の場合は旅費も出ますので、詳細な住所を確認してください。
 - ②当日の活動を運営します。
 - 会の始まりにゲームを取り入れたりすることで、雰囲気がなごみます。
 - ねらいを意識して活動に取り組めるよう、出来るだけ「学習カード」 を取り入れてください。
 - 講演会などでは、お話の後で講師の先生に質問したり悩みを相談したり する時間をとることもよいでしょう。
- (4)活動のまとめをおこないます。
 - 活動日誌を記入し、園や学校を通して各地域の家庭教育担当者へ提出します。
 - おたよりや掲示物で活動のまとめを学級生に伝えます。



気楽に楽しく わきあいあいとした中にも、 気づきや癒しがある・・・。 そんな時間にできると うれしいですね。

4. 家庭教育学級で必要な手続きはありますか?

(1) 提出書類

① 役員名簿

② 年間学習計画書

月 日()までに、各地域の担当者へ 園・学校を通して提出してください。

- ③ 活動日誌
- → 1回ごとの活動終了後1週間以内に、園・学校を通し 各地域の担当へ提出してください。
- ④ 年間活動実績報告書 → a 学校・園から県へ提出するもの(後日 通知があります)。b 役員さんから地域の担当者へ提出する振り返りのもの。
- ⑤ 請求書 → 依頼した講師や買い物したものの請求書があれば、③ 活動日誌と一緒に提出してください。
- ⑥ **学習カード(個人**) → **③ 活動日誌**とともに提出してください。後日返却します。

(2) 予算について

- ① 謝金 ◇ 謝金の目安 ・・・ 原則 1 回 4,000円(所得税込み)講師への謝礼金として支払います。講師名の「請求書」が必要となりますので、必要事項を記入の上各地域の担当者へ提出してください。市外の講師など、条件が違う場合は事前に担当者までお知らせください。
- ② 消耗品費 ◇ 買える物、買えない物
 - ・用紙、ファイル、筆記用具など事務用品、食育学習のための食材、 親子工作などの大まかな材料、プリンタ用インク など。
 - ※ 郵便代金、飲食費、写真の現像代、などには利用できません。 給食試食代、制作用キット(1人分ずつ分かれているもの)等は 自己負担でお願いいたします。
 - ◇ 現金で支払うのではなく、必ず、請求書を発行してもらって購入してください。
 - ・宛名は「郡上市教育委員会」とお願いしてください。
 - ・請求書は、すみやかに地域担当者まで提出してください。

謝金・消耗品費を要する場合は、事前に担当者までご相談ください。

■ 旅費 ◇ 講師の移動距離が片道5kmを越える場合は、原則、旅費を支払います。 手続きは請求書の住所を見て教育委員会で行いますので、請求書の住所を正しく 記入してください。

【請求書】

宛名は必ず 「郡上市教育委員会」と記入してもらって下さい。 ,				
請 求 書				
郡上市教育委員会 様	-		〇〇文: 電話 00-	
品名	数	単 価	ā†	
コピー用紙	1	1, 000	1, 000	
色画用紙	10	30	300	
ペン	20	100	2,000	-
折り紙	20	200	4, 000	
			201	
	小	計	7, 300	
1000 anno	合	計	7, 300	

立て替え払いでお金を支払ってしまっても
 市からは現金をお渡しすることができません。

ご注意ください。